

公 共 事 業 の 事 業 評 価 書

（ 農 業 農 村 整 備 事 業 等 補 助 事 業 の 完 了 後 の 評 価 ）

平 成 1 8 年 3 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

事業完了後、原則としておおむね5年を経過した補助事業地区のうち、事業主体の協力を得られた次の地区を対象として、完了後の評価を実施した。

事業名	評価実施地区数
かんがい排水事業	25
ほ場整備事業	40
土地改良総合整備事業	17
畑地帯総合整備事業	13
畑地帯開発整備事業	2
農道整備事業	21
農業集落排水事業	35
農村総合整備事業	27
農村振興整備事業	6
農村環境整備事業	15
中山間総合整備事業	22
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	13
農地防災事業	61
農地保全事業	20
農村環境保全対策事業	3
海岸保全施設整備事業（農地）	5
海岸環境整備事業（農地）	2
公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）	1
草地畜産基盤整備事業	9
畜産環境総合整備事業	6
合 計	343

2 評価を担当した部局及びこれを実施した期間

本評価は、各地方農政局（北海道については農村振興局及び生産局、沖縄県については沖縄総合事務局。以下同じ。）において、平成17年4月から平成18年3月までの期間に実施した。
各事業ごとの評価担当及び各地方農政局における担当窓口は、別添3に示すとおりである。

3 評価の観点	本評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により費用に見合った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し総合的に評価を実施した。
4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」に基づき、各地方農政局が事業主体から提供のあった評価に関する事業地区ごとの基礎資料等の点検を行い、事業実施のもたらす効果を把握し、農村振興局及び生産局において評価結果を別添１のとおり取りまとめた。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	各地区ごとの評価及び各事業ごとの評価に際しては、各地方農政局ごとに学識経験者で構成する事業評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設け、専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。 各事業ごとの第三者の意見は、評価結果（別添１及び別紙）のとおりであり、各第三者委員会の委員構成は、別添２のとおりである。 なお、第三者委員会の議事概要等については、各地方農政局のホームページにおいて掲載している。
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	本評価を行う過程において使用した資料は、事業主体より収集した個別地区の資料、評価地区別資料等であり、これらの閲覧及び本評価結果に関する問い合わせ先は、別添３に示すとおりである。
7 評価の結果	本評価の対象とした事業地区及び各事業ごとに評価を実施したところ、事業の内容がおおむね妥当であるとともに、事業目的に応じた効果の発現が認められたところであり、各事業ごとの評価結果については、別添１のとおりである。

評 価 結 果

事業名	かんがい排水事業	対象地区数	25地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 - 計画時点での評価対象地区においては、安定的な用水供給機能及び排水機能の確保及び水路の老朽化に伴う維持管理費の増大の問題が生じており、本事業により用排水路の新設・更新を行うことの必要性が認められた。 (2) 有効性の評価 目的に係る有効性の評価 - 本事業により農業用排水施設の新設・更新を行うことにより、用水不足の解消、農業用水の合理的配分、排水条件の改善、維持管理負担の軽減などが認められ、これに伴い農業経営の安定化、農業構造の改善が進展しているなどの効果が認められる。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 - 本事業により安定的な用水供給機能や排水機能等が確保され、地域の農業経営の安定化が進展するなど、意欲と能力ある経営体の育成に資している。 (3) 効率性の評価 - 本事業による効果として、当初見込まれていた安定的な用水供給機能及び排水機能の確保による農作物の生産量の増加、営農経費の節減などが実現されている。 - また耕作放棄が抑制されることで農地の有効利用が図られ、さらに湛水被害の減少が地域住民の生活環境の改善に資するなどの効果も認められた。 (4) 事業の在り方 - 事業の必要性・有効性・効率性が確認されており、引き続き本事業の目的に即し事業を推進していくことが農業の持続的発展と食料の安定供給を図るために必要である。 - 農家の高齢化に伴い、整備された農業水利施設を継続的に維持管理するための農家と地域住民が一体となった管理体制を築いていくなどの対策が今後求められる。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 - 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 - 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 (2) 経済効果の評価手法の改善 - 計画策定時に見込んだ効果に加え事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。 （第三者の意見） - 本事業の実施により、関連事業の効果とあいまって、安定的な農業用排水機能の確			

保や維持管理負担の軽減が図られ、また湛水被害が防止されるとともに農地の汎用化、省力化などの効果が発現し、更には栽培作物の選択肢の拡大、農業生産の増大に貢献していることが認められる。

- ・計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・具体的な効果として、排水対策による過湿被害の解消により、耕作放棄地となる可能性のあった地区が耕作地となっていることの効果を挙げることができる。
- ・今後の事業の在り方に反映させていくためにも、事業実施当時の目的に対する達成状況のみでなく、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価の内容となるようにすることが望ましい。
- ・今後は、農業従事者の高齢化を踏まえ、地域住民等の関わりやその住民活動への支援など地域の施設としての管理方法及び事業の推進を図っていくことが望ましい。
- ・幹線用排水路等の農業水利施設の新設・更新は、農業生産のためだけでなく、地域住民の生活安定のためにも不可欠であり、費用負担の在り方等を再構築し、新たな合意点を模索する必要がある。

評 価 結 果

事業名	ほ場整備事業	対象地区数	40地区
〔評価結果〕 (1) 必要性の評価 ・地域の担い手の育成・確保や転作作物の導入等地域農業の新しい展開を図るために必要となる優良な農地を確保する必要がある、本事業の実施が不可欠であった。 ・認定農業者や法人など意欲と能力のある担い手の育成及び担い手への農地の利用集積を図るため、本事業の実施により高い生産性を有する優良な農地の確保が必要であった。 (2) 有効性の評価 ・本事業の実施を契機として、地区内で今後の地域農業について活発な話し合いが行われたことにより、結果として担い手への農地の利用集積が図られた。 ・区画整理によるほ場の大区画化や暗渠の整備による湿害解消など、ほ場条件が向上したことによって、担い手の当該農地へのニーズが高まり、耕作放棄地の発生の防止が図られた。 ・農道が整備されたことにより、農業生産活動や農作物の輸送はもとより、地区の生活道路として利用が図られるなど、地域の活性化や生活環境の利便性が向上した。 (3) 効率性の評価 ・ほ場の大区画化や水田の汎用化等により、大型農作業機械の導入等による作業の効率化や転作作物の導入等による経営の多様化など、効率的な複合経営の確立が図られた。 (4) 事業の在り方 ・本事業は、ほ場の条件整備を目的とした事業であるが、事業の実施を契機として、地域の担い手の育成・確保や地域農業の新しい展開が図られているという成果がみられた。このことは、ほ場整備事業等を経営体育成基盤整備事業に再編し、農地整備を契機とした担い手育成施策を標榜したことの妥当性の一端を示唆するものと考えられる。 (第三者の意見) ・ほ場の大区画化や水田の汎用化等により生産性の高い農地が確保されたことから、大型農作業機械の導入等による作業の効率化や、担い手への農地の集積、転作作物の導入等による経営の多様化が図られるなどの効果が認められる。 ・本事業は、ほ場の条件整備と併せて、担い手育成を目的とする経営体育成基盤整備事業に再編されたが、その実施に当たっては、担い手育成や水田の汎用化による多様な水田農業の実現と併せ、経営所得安定対策等も踏まえつつ、今後とも更なる事業の推進が望まれる。 ・計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。			

評 価 結 果

事業名	土地改良総合整備事業	対象地区数	17地区
〔評価結果〕 (1) 必要性の評価 ・地域の担い手の育成・確保や転作作物の導入等地域農業の新しい展開を図るために必要となる優良な農地を確保する必要がある、本事業の実施が不可欠であった。 ・認定農業者や法人など意欲と能力のある担い手の育成及び担い手への農地の利用集積を図るため、本事業の実施により高い生産性を有する優良な農地の確保が必要であった。 (2) 有効性の評価 ・本事業の実施を契機として、地区内で今後の地域農業について活発な話し合いが行われたことにより、結果として円滑な担い手への農地の利用集積が促進された。 ・農道が整備されたことにより、農業生産活動や農作物の輸送はもとより、地区の生活道路として利用が図られるなど、地域の活性化や生活環境の利便性が向上した。 (3) 効率性の評価 ・暗渠の整備や客土等による水田の汎用化、大型農作業機械の導入などが図られることにより、作業の効率化や転作作物の導入等による経営の多様化、維持管理コストの軽減など、効率的な複合経営の確立が図られた。 (4) 事業の在り方 ・本事業は、ほ場の条件整備を目的とした事業であるが、事業の実施を契機として、地域の担い手の育成・確保や地域農業の新しい展開が図られているという成果がみられた。このことは、土地改良総合整備事業等を経営体育成基盤整備事業に再編し、農地整備を契機とした担い手育成施策を標榜したことの妥当性の一端を示唆するものと考ええる。 (第三者の意見) ・本事業の実施により、水田の汎用化や農道の整備による利便性が向上したこと、転作作物の導入による経営の多様化や担い手への農地集積の促進が図られるなどの効果が認められる。 ・計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。			

評価結果

事業名	畑地帯総合整備事業	対象地区数	13地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・ 本事業の評価対象地区においては、水源がないため安定した水利用ができない、畑地かんがい施設整備や区画整理等の基盤整備が行われていないため干ばつなどの被害を受けやすい、ほ場の区画が狭小で耕作道が未整備であり大型機械の導入が困難であるなどの問題があり、本事業において総合的に生産基盤及び集落環境の整備を実施する必要性が認められた。 (2) 有効性の評価 目的に係る有効性の評価 ・ 本事業により水源が確保され、区画整理や畑地かんがい施設・農道・排水路の総合的な整備がなされ、大型機械の導入が可能となるなど生産性の高いほ場条件が整備されたことで、高収益作物への転向、担い手の経営規模の拡大などが実現し、農業生産の増大や農業経営の安定化が図られている。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 ・ 安定的な水源の確保や畑地かんがい施設・農道・排水路の総合的な整備が実現されたことによる生産性や農産物の品質の向上が認められるほか、また担い手の経営規模拡大が認められる。 (3) 効率性の評価 ・ 本事業による効果として、当初見込まれていた用水の安定的な供給や畑地の総合的な整備による農作物の生産量の増加や作業効率の向上、営農経費の節減などが実現されている。 ・ また耕作放棄地が抑制されることで優良な農業生産基盤が確保され、更に農道の整備などにより住民の生活環境の改善に資するなどの効果も認められた。 (4) 事業の在り方 ・ 畑地帯の実態に即し、農業生産性の向上、農作業効率の向上及び経営規模の拡大を図るためには、畑地に係る農業生産基盤の整備を総合的に実施することのできる本事業を今後も計画的に実施していく必要がある。 ・ 今後は、担い手の高齢化の進行などを踏まえ、造成された施設の維持管理を適切に行っていくことが重要である。 ・ 今後も耕作放棄地が発生しないよう、農地の有効活用を図るための地域の継続的な取組が必要である。 ・ 畑地かんがい等に係る基盤整備と併せ、産地作りや地域ブランドの確立等の地域の取組を促進するための営農面や産地の体質強化などの支援施策の導入が望まれる。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・ 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。			

(第三者の意見)

- ・ 本事業の実施により、農作物の生産性や品質の向上、担い手農家の経営規模拡大に寄与するなどの効果が認められる。
- ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・ 今後の事業の在り方に反映させていくためにも、事業実施当時の目的に対する達成状況のみでなく、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価の内容となるようにすることが望ましい。
- ・ 本事業は産地形成に大きな効果があったものと評価される。今後は、「選択と集中」により、効果的な担い手育成支援が求められるものと考えられる。とりわけ中山間地域で、新たな産地形成と担い手を目指す農業者への強力な支援に期待したい。
- ・ 今後は農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、畜産農家との連携により、土作り等資源循環型農業を進めることが望まれる。
- ・ 畑地かんがい等に係る基盤整備と農村環境の整備に加えて、担い手育成や新規作物の導入などの取組を支援するため、営農推進などのソフト施策との連携強化が望まれる。

評価結果

事業名	畑地帯開発整備事業	対象地区数	2地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・評価対象地区においては、大型機械の利用に不向きな傾斜地が多く、また経営規模も小さいため、農業経営が不安定な状況となっており、本事業を実施することにより、生産性の向上や作付作物の選択枠の拡大等を図る必要性が認められた。 (2) 有効性の評価 ・農地造成、区画整理及び農道の整備により、大型機械の使用が可能となり輸送効率も向上したことから、生産性の向上や作付作物の選択枠の拡大が図られた。 ・認定農業者への農地の流動化が進み、機械の共同利用化や製糖会社との契約栽培が可能となるなど、農業経営の安定化が図られた。 ・造成農地では、施設野菜を対象とした生産性の高い農業経営等の取組が見られるようになった。 ・農道の整備により、車両交差が容易になるとともに、粉塵の飛散が解消される等、地域生活の快適性が向上した。 (3) 効率性の評価 ・大型機械による効率的な作業が容易になったことや農道の整備による運搬時間の短縮が図られたことから、営農経費の削減等に繋がった。 ・事業実施地区においては、農地の有効利用による生産性の向上が図られており、耕作放棄地は発生していない。 (4) 事業の在り方 ・農業を取り巻く社会情勢の変化等により、平成11年度以降の新規着工地区はない。 (第三者の意見) ・事業目的に即した評価を基本としながら、事業完了後の状況変化を踏まえた効果も適正に評価されており、事後評価結果はおおむね妥当である。			

評価結果

事業名	農道整備事業	対象地区数	21地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・評価対象地区では、計画策定時点において既設道路が狭小であるため、効率的な農産物輸送に支障を来すとともに、砂利舗装に伴う農作物の荷傷み、砂塵被害等が発生しており、本事業により農道整備を行うことの必要性が認められる。 (2) 有効性の評価 ・本事業により農道の新設、舗装及び拡幅を行うことで、輸送時間の短縮、輸送車両の大型化による農産物輸送の効率化が図られるとともに、通作時間の短縮及び大型農業機械の導入が進み、農作業の効率化が図られた。 ・農道の舗装化により農産物の輸送時の荷傷み防止、砂塵による農産物への被害が解消され、生産性の向上が図られた。 ・路線沿いの公共施設等へのアクセス改善、舗装化による砂塵被害の解消など、地域住民の利便性の向上及び生活環境の改善に寄与している。 (3) 効率性の評価 ・本事業により農道を整備したことで、通作時間、農産物の輸送時間及び一般交通の通行時間の短縮が図られるとともに、荷傷みや砂塵被害が解消され、計画策定時点における目的が達成されたことから事業の効率性が認められる。 (4) 事業の在り方 ・本事業は、農業生産性の向上及び農産物輸送の効率化を図ることにより、地域の農業の発展に大きな役割を果たしてきており、今後とも、地域のニーズを踏まえ、事業の推進を図る必要がある。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・チェックリストに基づいた評価とおおむね同等の評価結果を得ており、改善が必要な項目は認められない。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・現時点において、評価手法の改善が必要な項目は認められない。 （第三者の意見） ・本事業の実施により、農産物流通の効率化や地域住民の利便性の向上などの効果が認められる。 ・地域住民等との関わりも踏まえ、農道としての特色を生かした管理及びこれを踏まえた事業の推進を図っていくことが望ましい。			

評 価 結 果

事業名	農業集落排水事業	対象地区数	35地区
〔評価結果〕 1・事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・近年、農村社会における混住化の進展、生活様式等の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、農業用排水施設の維持管理費の増大など、農業生産環境及び農村生活環境が悪化している。 ・このため、農業用排水の水質を保全し、農業用排水施設の機能を維持するとともに、農村生活環境の改善を図るため、本事業を実施する必要がある。 ・また、循環型社会の構築を図る観点から、農業集落排水汚泥や処理水の再利用を促進するために、本事業の実施が必要であった。 (2) 有効性の評価 目的に係る有効性の評価 ・本事業の実施により、農業用排水の水質が改善され、農業生産性が向上している。 ・農業用排水の水質改善により農業用排水路の維持管理作業が軽減されている。 ・トイレの水洗化、風呂及び台所の水回りの整備により、生活の快適性や利便性が改善されている。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 ・本事業の実施により、農業用排水のみならず、公共用水域における水質保全にも寄与している。また、農村生活環境の快適性が向上し、土地改良長期計画の政策目標である快適で魅力ある農村の実現に貢献している。 ・集落排水汚泥の農地への還元及び処理水の農業用水としての再利用が図られ、循環型社会の構築に貢献している。 (3) 効率性の評価 ・農村生活環境の整備により、農業生産性の向上や農業用排水施設の維持管理費の節減が図られている。 ・また、集落排水汚泥や処理水が再利用され、資源循環の促進が図られている。 (4) 事業の在り方 ・新たなコスト縮減工法の導入や下水道・浄化槽との更なる連携の推進など、一層の効率的な事業実施に努める。 ・事業効果の早期発現のため、事業開始時点から地域住民との十分な合意形成を図り、早期に農業集落排水処理施設と家屋とを接続する割合を向上させるよう努める。 2・事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・事業効果は適正に発現しており、改善の必要性は見受けられない。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・現時点では、評価手法の改善が必要な事項は認められない。 (第三者の意見) ・評価結果は妥当と認められる。			

評価結果

事業名	農村総合整備事業	対象地区数	27地区
〔評価結果〕			
1. 事業の在り方			
(1) 必要性の評価			
・排水能力の低下による農地の湛水・湿潤被害や農道の幅員不足による農産物や営農資材の搬出入に支障を来していた。 ・集落内道路が狭く、通作や集落間の移動及び通学に支障を来していた。 ・飲料水や野菜洗浄等の営農用水を井戸水に依存し、不安定な雨水の依存を余儀なくされていたことから、安定した用水供給が望まれていた。 ・これらの課題解決に向け、農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境の整備を総合的に実施することにより、活力ある農村地域社会の発展を目指すとする本事業の必要性が認められる。			
(2) 有効性の評価			
・農業用排水施設や農道などの農業生産基盤に係る整備により、農地の湛水排除や農作物の出荷量の増加など、生産性の向上が図られている。 ・営農飲雑用水施設の整備により、安定的な営農用水の確保など、農業生産活動の改善が図られている。 ・農業集落道、防火水槽、農村公園、コミュニティ施設などの整備により通作時間の短縮などの効率化や地域住民の利便性の向上、防災対策の促進、地域住民の憩いの場や農業活動の拠点施設の確保など、農村地域の生活環境が向上している。 ・農村生活環境の整備が実施されたことにより、地区内の定住人口が増加するなど活性化が図られている。			
(3) 効率性の評価			
・本事業の実施により、農作物の作付面積、生産量、生産額の増加や、農作物の出荷時間の半減など、当初見込んでいた各種の効果が発現している。			
(4) 事業の在り方			
・農業用排水施設や農道などの農業生産基盤と営農飲雑用水施設や農村公園などの農村生活環境を一体的に整備することにより、農業生産額の増加、安定した用水の供給、地域の生活環境の向上など一定の効果が発現されていることから、特に、事業制度の改善の必要性は見受けられない。			
2. 事業評価手法の改善			
(1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善			
・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。			
(2) 経済効果の評価手法の改善			
・定量化できない効果があり、引き続き生活環境整備に係る評価手法を検討する必要がある。			
(第三者の意見)			
・農業生産基盤整備と農村生活環境整備がセットになった事業であり、それをいかにうまく組み合わせて実施するかが重要であるとする。			

なお、現在は地域の個性ある目標の達成が図られるよう、目標のテーマをメニュー化した農村振興総合整備事業に引き継がれ、地域の多様なニーズに応じた整備が実施されていることから、一層の事業促進に努められたい。

- ・ 本事業によって整備された各種の施設について、新たな組織や団体の育成による地域社会の活性化及び新たな特産物の生産振興や農産加工品の販売による地域経済の活性化などについて評価できる。

本事業によって整備された生活環境施設について、将来の施設運営の高度化、維持管理及び改修・更新事業の在り方を地域全体で考える仕組みが必要である。

- ・ 事業目的に沿った評価を基本としながら、事業完了後の状況変化を踏まえた効果も適正に評価されており、妥当と認められる。
- ・ 本事業の実施により、農業生産基盤の整備に伴う農業生産条件の向上とともに、農村生活環境の整備に伴う農村地域の環境保全や安全性の確保が図られるなどの効果が認められる。
- ・ 計画策定時に見込んだ効果に加えて、事業完了後に新たに効果が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・ 今後の事業の在り方に反映させていくためにも、事業実施当時の目的に対する達成状況のみだけでなく、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価の内容となるようにすることが望ましい。
- ・ 今後は、地域住民等の関わりやその住民活動への支援など、地域の施設としての管理方法及びこれを踏まえた事業の推進を図っていくことが望ましい。

評 価 結 果

事業名	農村振興整備事業	対象地区数	6地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・ 持続的な農業の発展に必要な優良農地のスプロールの潰廃の防止と、農村の地域資源である農地の多面的利活用を推進することが求められた。このため、ほ場整備などの実施により非農用地を創出し、宅地用地の確保や緑地空間、水辺空間等の生活環境の整備を併せて実施することにより、農村地域の生活環境の向上を図る本事業の必要性が認められる。 (2) 有効性の評価 ・ 本事業の実施により、ほ場や農道が整備されたことで、農地の利用集積が図られるとともに、営農の機械化が可能となり、労働時間の短縮が図られた。 ・ 非農用地の創出による宅地用地の確保や農村公園、農業集落道、防火水槽等の生活環境の整備により、地域の人口が大幅に増加するなど、農村地域の活性化が図られた。 ・ 宅地用地を活用した新たな住宅区域では、建物の色彩や形態などを統一しているほか、電柱の地中化や前庭空間の確保を図るなど、緑豊かな潤いある町並みが形成されている。 ・ 農村交流施設の整備により、集落間や都市住民との交流活動が盛んに行われ、地区内の活性化が図られている。 (3) 効率性の評価 ・ ほ場整備による区画面積の拡大や農道の整備により、営農の作業効率が向上し、農産物栽培に係る労働時間が計画以上に削減されている。 ・ 農産物の作付面積の増加や契約栽培による新たな作物の導入が図られ、安定した収入を得られるようになっている。 (4) 事業の在り方 ・ 本事業の実施により、生産性の高い農業の展開が図られている。また、非農用地の創設による宅地用地の確保と農村生活環境の整備を行ったことにより、地域の人口が増加するなど、地域の活性化が図られていることから、本事業制度の改善の必要性は見受けられない。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・ 定量化できない効果があり、引き続き生活環境整備に係る評価手法を検討する必要がある。 （第三者の意見） ・ 計画策定時に見込んだ効果に加えて、事業完了後に新たに効果が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。 ・ 今後の事業の在り方に反映させていくためにも、事業実施当時の事業目的に対する達成状況のみだけでなく、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価の内容となるようにすることが望ましい。 ・ 今後は、地域住民等の関わりやその住民活動への支援など地域の施設としての			

管理方法及びこれを踏まえた事業の推進を図っていくことが望ましい。

評 価 結 果

事業名	農村環境整備事業	対象地区数	15地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・ため池、農業用排水路などの農業水利施設は、農業生産基盤としての機能を有するとともに、生活、防火、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系の保全など地域用水機能を有しているが、近年の構造改善政策や農村の混住化の進展などにより、集落における施設管理機能の低下や水質の悪化などを招き、地域用水機能の発揮が阻害されつつある状況の中、地域住民への憩いの場と安らぎの空間の提供、生態系の維持保全等その機能の一層の発揮が求められている。 ・このため、適切な維持管理を確保しつつ、地域住民のニーズに即した地域の特性を活かした豊かで潤いのある水辺環境の創出が求められており、本事業の必要性が認められる。 (2) 有効性の評価 目的に係る有効性の評価 ・本事業により老朽化した農業水利施設の改修などを実施することにより、農業用水の安定取水や維持管理負担の軽減が実現した。 ・親水施設は、農業水利施設の持つ水辺空間を活用して地域住民の憩いと安らぎの場となっている。さらには環境学習の場やイベント会場、さらに地域全体の交流施設としても活用されている。 ・学識経験者による専門的な検討を踏まえ、魚が遡上しやすい魚道を設計・改修整備することにより、生態系の維持保全への寄与が図られた。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 ・本事業により自然と農業生産が調和した環境が創出され、また地域用水機能を活用した憩いと安らぎの場が形成されている。 ・本事業により、地域の憩いの場となる親水空間が提供されるとともに、地域住民や行政が一体となった管理がなされるなど、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進が図られている。 (3) 効率性の評価 ・魚類の遡上数の大幅な改善、河川生態系の改善が認められた。 (4) 事業の在り方 ・本事業の実施により、生態系維持保全のための施設の整備や地域の憩いの場となる親水空間が提供されるなど、地域用水機能の維持増進が図られ、また施設を活用したイベントの開催や、地域住民による施設の維持・保全が図られるなどの効果の発現が認められる。 ・適切な維持管理を確保しつつ、地域のニーズに即した地域の特性を活かした豊かで潤いのある水辺環境の創出のため、今後も本事業の推進は必要である。 ・本事業で整備された親水機能、生態系の維持保全機能等を今後とも維持していくために、地域住民や河川管理部局をはじめとする行政機関等との連携を図ることが重要である。 ・今後は、受益集落の高齢化を踏まえた維持管理体制の検討が重要である。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受け			

られない。

- ・限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。

(2) 経済効果の評価手法の改善

- ・現時点では、評価手法の改善が必要な事項は認められない。

(第三者の意見)

- ・本事業の実施により、農業水利施設の安全性の向上や農業用水の水質改善、良好な景観形成が図られるとともに、周辺住民に対する水辺空間機能の提供など地域用水の有する多面的機能の発揮に大きく寄与しているものと認められる。
- ・本事業の実施により、魚類の遡上条件が改善し、河川生態系の保全、自然環境の復元等に寄与している効果について、PRしていくことが必要と考える。
- ・親水や景観保全、生態系保全、快適な生活環境の整備は、生産政策とは異なる(多面的機能に関わる)ことから、生産政策に関する事業とは明らかに違った採択要件、事業費の負担方法、工法・事業費の基準を持つことが望ましいと考える。

評 価 結 果

事業名	中山間総合整備事業	対象地区数	22地区
〔評価結果〕			
1. 事業の在り方			
(1) 必要性の評価			
・中山間地域では、ほ場の整備率が低いことなどから、農業生産性が低いほか、担い手の育成や農地の集積が進まず、一部荒廃地や耕作放棄地があることから、これらへの対応が必要であった。 ・中山間地域の生活環境を改善するための集落道や営農飲雑用水施設等の整備や、地域を活性化するための交流拠点施設などの整備により、定住化の促進や集落機能の維持を図る必要があった。 ・農地・農業用施設の保全を図るとともに、農業・農村が有する国土・自然環境保全機能を維持する必要があった。			
(2) 有効性の評価			
目的に係る有効性の評価 ・排水路や暗渠等の整備、また、客土を行うなど、農業生産基盤の整備をしたことにより、排水不良や作土不足が改善され、農作物の単位収量の増加が認められる。 ・ほ場の整備により、生産量が増加し、また、品質向上に伴うブランド化や産地形成が図られている。 ・ほ場整備の実施に伴い、新たな営農組織や担い手農家が誕生するなど農地の利用集積が進み、生産性の高い農業が展開されつつある。 ・農業生産基盤の整備により、耕作放棄地の発生が抑制されるとともに、地区によっては耕作放棄地を利用した新規作物の栽培が実施されている。 ・防災事業完了後、災害は発生しておらず、農地・農業用施設及び公共施設への被害は防止されている。 ・集落道の整備により災害時の緊急車両の通行が確保されたほか、営農飲雑用水施設の整備により、安全で衛生的な飲料水が確保される等生活環境が改善されている。 ・活性化施設の整備により、話し合いの場が確保され、農地の有効利用や集積に向けた活動が活発になり、徐々に担い手の育成や担い手への集積が進んでいる。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 ・農業生産基盤の整備により、汎用化された水田を活用した地域特産品や新規作物の作付け及び耕作放棄地の解消・発生防止などによる食料供給基盤の強化が認められる。			
(3) 効率性の評価			
・短期間で効率的に施設が整備され、事業効果の早期発現が図られている。 ・ため池の堤体、取水工、洪水吐工等が改修され、ため池下流の農地、農業用施設等の災害防止が図られるとともに、貯水量の確保等ため池の本来の機能が回復し、農業生産及び農業経営の安定化が図られている。 ・本事業で整備した用地を活用したキャンプ場やパークゴルフ場のほか、本事業で整備した活性化施設などで観光入込み客数の増加が認められ、都市との交流のほか、地産地消、食育の推進に寄与している。			

(4) 事業の在り方

- ・ 中山間地域において農業生産基盤と農村生活環境を一体的に整備することは、農業・農村の活性化に資するものであり、本事業制度の継続が重要である。
- ・ 収穫祭等の地域内の定期的な活動や都市交流のイベントなどとの連携により、個性ある地域づくりを実現している地区が見られるので、このような取組を更に強化する必要がある。
- ・ 自然環境に配慮した取組を推進していくことが重要である。
- ・ 事業制度については、より良いものとするため地元要望や効果の発現状況などを確認しながら考えていきたい。

2 . 事業評価手法の改善

(1) 事前評価手法 (チェックリスト) の改善

- ・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。
- ・ 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。

(2) 経済効果の評価手法の改善

- ・ 生活環境整備に係る評価手法を検討する必要がある。

(第三者の意見)

- ・ 事業目的に応じた効果が発現し有効性が認められることから、今後とも事業の継続が望まれる。
- ・ 農業生産基盤と農村生活環境を一体的に整備する事業であり、それをうまく組合せていくことが重要と考える。
- ・ 条件不利地域である中山間地域では、産業振興・生活環境整備の推進という観点から、農村生活環境整備による地域への新たな効果が大きいものと考えられる。
- ・ 中山間地域の活性化を図るためには、他事業との連携の強化が望まれる。
- ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・ 今後の事業の在り方に反映させていくためにも、事業実施当時の目的に対する達成状況だけでなく、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価とすることが望ましい。

評価結果

事業名	農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	対象地区数	13地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・評価対象地区では、計画策定時点において既設道路が狭小であるために効率的な農産物輸送に支障を来すとともに、砂利舗装に伴う農作物の荷傷み、砂塵被害などが発生しており、本事業により農道を整備することの必要性が認められる。 (2) 有効性の評価 ・本事業により農道を整備したことで、通作時間、農産物の輸送時間及び一般交通の通行時間の短縮が図られるとともに、荷傷みや砂塵被害が解消され、計画策定時点における目的が達成されたことから事業の有効性が認められる。 ・路線沿いの公共施設等へのアクセス改善、舗装化による地域住民の利便性の向上及び生活環境の改善に寄与している。 (3) 効率性の評価 ・本事業により農道の新設及び舗装、拡幅を行うことで、輸送時間の短縮、輸送車両の大型化による農産物輸送の効率化が図られるとともに、通作時間の短縮及び大型農業機械の導入が進み農作業の効率化が図られた。 ・本事業により農道を整備したことで、通作時間、農産物の輸送時間及び一般交通の通行時間の短縮が図られるとともに、荷傷みや砂塵被害が解消され、計画策定時点における目的が達成されたことから事業の効率性が認められる。 (4) 事業の在り方 ・本事業は、農業生産性の向上及び農産物輸送の効率化を図ることで、地域の農業の発展に大きな役割を果たしており、今後とも、地域のニーズを踏まえ、事業の推進を図る必要がある。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・チェックリストに基づいた評価とおおむね同等の評価結果を得ており、改善が必要な項目は認められない。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・現時点において、評価手法の改善が必要な項目は認められない。 （第三者の意見） ・本事業の実施により、農産物流通の効率化や地域住民の利便性の向上などの効果が認められる。 ・地域住民等との関わりも踏まえ、農道としての特色を生かした管理及びこれを踏まえた事業の推進を図っていくことが望ましい。			

評価結果

事業名	農地防災事業	対象地区数	61地区
〔評価結果〕			
1. 事業の在り方			
(1) 必要性の評価			
・ 軟弱地盤に起因した水路の不等沈下に伴う漏水及び溢水により干害・湿害が発生し、農業経営に支障を来していたため、水路を早急に改修する必要があった。 ・ 堤体からの漏水や洪水吐の能力不足などにより、台風、豪雨時に堤体の決壊などに伴い下流の農地・農業用施設などに被害を与えるおそれがあるため池を早急に改修する必要があった。 ・ 基礎地盤の変動によるクラック発生に伴う漏水や、土砂崩壊による通水障害により水路が崩壊し、下流の農地・農業用施設などに被害を与えるおそれがある山腹水路を早急に改修する必要があった。 ・ 流域内における宅地開発等の立地条件の変化により、地区内の流出量が増大し、農地・農業用施設及び公共施設などに湛水被害が発生していることから、排水機場を改修し、排水能力の増強を図る必要があった。 ・ 農業用水の安定確保と洪水時の河川氾濫を防止するため、老朽化により機能障害を来している農業用河川工作物を整備・改修する必要があった。 ・ 農業生産の維持と下流の人命及び財産並びに生活環境の安全を確保するため、老朽化等により災害発生のおそれのあるため池を改修する必要があった。			
(2) 有効性の評価			
目的に係る有効性の評価			
・ 用水路の機能が回復し干害・湿害が解消された。また、用水路の維持管理に要していた法面崩落防止や防水処理などの対策が解消されたことから本事業の有効性が認められる。 ・ 本事業の実施により、農用地、農業用施設だけではなく公共施設や地域住民の安全も確保され、農業生産の維持、農業経営の安定、更には国土保全も図られ有効性が認められる。 ・ 排水路や排水機場の整備により、大雨のたびに発生していた農地の湛水被害や住宅の浸水被害が解消された。また、ため池堤体の改修補強及び洪水吐の改修などによりため池の安全性が確保され、農業経営の安定化が図られたとともに、周辺住民からも安心して暮らせるようになったとの評価をもらっている。 ・ 事業の実施により、漏水に伴う水路の崩壊や土砂崩壊に伴う水路への土砂流入による溢水被害が防止されたことから、本事業の有効性が認められる。 ・ 事業の実施により、排水能力の増強が図られ、農地・農業用施設及び一般家屋等への湛水被害が解消されている。 ・ 本事業の実施により、農地災害が防止され農業生産が維持されている。また、河川の氾濫やため池の決壊、湛水被害が防止され、農業生産の維持に加え人命、財産並びに生活環境の安全が確保されている。 ・ 事業の実施によりため池の重要性が周辺住民にも認識され、施設管理への理解が得られるようになった。			
土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価			
・ ため池の決壊等による農地・農業用施設などの農業災害を未然に防止することにより、湛水被害などが発生するおそれのある農用地の延べ面積の軽減が図られ、農業生産の維持及び農業経営の安定、農用地の保全を通じて			

国土の保全並びに地域住民の生命・財産及び生活環境が確保された。

(3) 効率性の評価

- ・本事業の実施により、干害・湿害による農作物被害の防止、維持管理が節減される効果等が発現していることから、事業の効率性が認められる。
- ・ため池からの漏水が防止され、農業用水が安定的に確保されていることや、農地の湛水被害の解消を契機にほ場整備事業が実施されるなど、担い手への農地集積が進み、効率的な営農が営まれている。

(4) 事業の在り方

- ・自然的・社会的状況の変化などにより、自己施設の被災のみならず、周辺農地、農業用施設などに被害を与えるおそれのある農業用施設を整備し災害を未然に防止することは、農業生産の維持、農業経営の安定及び国土保全に資するものと判断でき、事業制度の継続が重要である。
- ・ため池など農業用施設は、降雨や地震等自然現象により決壊し貯留水の流出及び湛水によって人命にも及ぶ大災害を引き起こす恐れが高いことから、本事業により施設を整備することは、これら災害を未然に防止するとともに国土の保全にも資するものである。また、ため池は地域の「憩い」、「動植物の生息環境」、「文化活動」などの拠点として多面的機能も発揮しており、今後も実施していく必要がある。
- ・本事業で整備した施設の防災機能を十分発揮するためには、適正な管理が必要である。管理者等の高齢化が進むなか、地域住民と一体となった管理体制を確立できるよう事業内容が理解されるようにすることが重要である。そのためには、計画段階から地域住民の参画を得ることが必要である。
- ・流域開発等による流出量の増大と、低平地の土地利用形態の変更などにより水田が持つ遊水地機能の低下が懸念されるので、流域内の開発計画の管理、山林の保全、土地利用の在り方など総合的な流出抑制の取組が必要である。
- ・事業の実施により、ため池の決壊等による下流の農地・農業用施設や一般家屋などの被害が防止されるとともに湛水被害が解消されるなど、事業の目的に応じた効果の発現が図られ、農業生産の維持、農業経営の安定化と併せて公共施設等や国土、自然環境の保全に寄与している。
- ・事業により整備された施設は、土地改良区などにより適切に管理されているとともに事業の実施により維持管理の軽減が図られている。
- ・国内の在来生物の生態系を守るために外来生物法が制定されるなど、生態系を保全する気運が高まる中、ため池についても外来魚が放流されないよう、啓発活動を実施していく必要がある。

2. 事業評価手法の改善

(1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善

- ・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。
- ・限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。

(2) 経済効果の評価手法の改善

- ・ため池は「憩い」、「動植物の生息環境」、「文化活動」等の拠点として多面的機能も発揮しているため環境効果も算定する検討が望まれる。

(第三者の意見)

- ・事後評価結果は妥当である。
- ・農業生産の維持、農業経営の安定に寄与していることに加え、中山間地域における老朽ため池整備事業や低平地における湛水防除事業など一般住民を含めた農村地域の生命や財産を災害から守る上でも大きな役割を果たしていることから、今後とも事業の継続が望まれる。

- ・ため池等の農業水利施設が整備され、農業災害の防止と安全・安心な地域社会の形成に貢献していると認められる。
- ・計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・今後の事業の在り方に反映させていくためにも、実施当時の事業目的に対する達成状況のみでなく、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価の内容となるようにすることが望ましい。
- ・今後は、地域住民等の関わりやその住民活動への支援など地域の施設としての管理方法及びこれを踏まえた事業の推進を図っていくことが望ましい。
- ・ため池の整備に当たっては外来種の駆除等、在来生物の生態系の保全に十分配慮する必要がある。
- ・湛水防除、ため池等整備とも、農業生産基盤整備と地域生活・環境保全整備がセットになった事業であり、それをどう組み合わせていくかが重要と考える。とりわけ都市近郊平坦地での湛水防除事業は生活上の防災事業ともみなし得る。
- ・今後も適切な維持管理を行い、適正な施設機能の継続に努められたい。

評価結果

事業名	農地保全事業	対象地区数	20地区
〔評価結果〕 （農地保全整備事業） 1．事業の在り方 （1）必要性の評価 ・台風や梅雨前線豪雨時に、農地の侵食や表土流出を引き起こしていたことから事業の必要性が認められた。 （2）有効性の評価 ・豪雨による、農地や農業用施設、農作物への被害の防止が図られている。 ・農地の土壌肥料の流亡が防止され作物生産の増収が図られている。 ・排水施設の整備により、農地の侵食、耕土流出、農作物への被害、人家等への被害が防止され、農地の保全が図られている。 （3）効率性の評価 ・本事業の実施後は、農地の集団化により大型機械の導入が可能となり、経営規模の拡大及び生産性の向上が図られている。 （4）事業の在り方 ・豪雨による農地・農業用施設の災害を未然に防止し、農業経営の安定を図っており、事業制度の改善の必要性は生じていない。 ・なお、関連する事業と連携した事業推進により、担い手農家の育成、機械化による省力化や規模拡大、集落営農などによる農作業の共同化、受委託化を図るなど、さらなる推進が望まれる。 2．事業評価手法の改善 ・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 （地すべり対策事業） 1．事業の在り方 （1）必要性の評価 ・地すべり防止区域において、農地、農業用施設、道路等公共施設及び住宅などへの被害を防止する必要があった。 （2）有効性の評価 ・地すべり防止対策を実施することにより、地すべりは発生していない。 ・これにより、農地、農業用施設への被害は防止され農業生産活動が維持されている。 ・また、道路等の公共施設や家屋への被害が防止され、安全で安心な地域社会の形成に貢献している。 ・本事業の実施により、地すべりを原因とする災害は発生しておらず、農地・農業用施設などの被害が防止されている。 ・災害のおそれのある地域の対策が図られたことにより、国土保全にも寄与している。 （3）効率性の評価 ・本事業の実施により、農地・農業用施設などの被害が防止され、農業生産の維持、農業経営の安定化と併せ安全な営農活動の実現が図られている。 （4）事業の在り方			

- ・ 今後は、耕作道の整備など農地の荒廃を防止するための農地整備の要望があることから、生産性の向上や農地の保全などのための事業も検討していく必要がある、総合的な整備計画の策定や関連事業の位置づけなどを検討することも必要である。
- ・ 本事業の実施により、地すべりを原因とする災害が防止され、農業生産基盤の維持、農業経営の安定化と併せて、国土の保全と安全な生活環境の実現が図られており、本事業については、今後とも継続する必要がある。なお、本事業により整備された地すべり防止施設が経年変化により機能低下を来さないよう、施設を適切に維持管理していく必要がある。

2. 事業評価手法の改善

- ・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。
- ・ 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。

(第三者の意見)

- ・ 本事業の実施により、降雨による農地、農作物などの被害が防止され、農業生産性の向上や農業経営の安定化が図られるなどの効果が認められる。
- ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・ 災害を防止するという事業目的に照らし、農家及び地域住民の安全に寄与しているものと認められてる。

評価結果

事業名	農村環境保全対策事業	対象地区数	3地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・農業用水の悪化に起因し、農作業の能率の低下、農作物の生育の阻害等の障害が生じており、良質な農業用水の確保が必要な状況であることから、事業の必要性が認められた。 (2) 有効性の評価 目的に係る有効性の評価 ・水質浄化施設等の整備によって、本事業の水質改善目標を達成し、アオコの発生が抑制され、農業用水の安定確保が図られた。 ・農業用水の水質改善によって、アオコ混入に伴う畑地かんがい施設への目詰まりがなくなるなど、営農上の障害が解消し、用水管理の軽減が図られた。 ・農業用用水路のパイプライン化による用排分離の結果、農業用水の水質の改善が図られたことから、農作物の生産が増加し、周辺地域の環境保全に役立っている。 ・用排分離の結果用水管理が単独で可能となり、農業用水の水質の改善、用水管理の軽減が図られた。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 ・本事業の実施により、農業用水の汚濁の除去が図られたことから、土地改良長期計画で目指す湛水被害などが発生するおそれのある農用地の延べ面積の軽減が図られた。 (3) 効率性の評価 ・パイプライン化などにより、維持管理費が節減された。 ・水質浄化機能を持つ植物の植栽、湿性植物ゾーンの整備、親水護岸や木製デッキなどの施設整備により、周辺の親水・環境機能が一層高まったことから、本事業を契機として、高校生による定期的な清掃活動の実施や小学校児童らによる環境保全を促す自作看板の掲示など、地域における環境保全の意識が定着した。 (4) 事業の在り方 ・事業を契機として、非農家の住民組織により日常的な環境美化活動が行われるなど、地域との連携による保全管理体制を継続・発展させていくことが重要であり、事業制度改善などの必要性は認められない。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・地域の住環境の改善や地域住民の環境に対する啓発等に資するなどの効果も見受けられることから、農業以外の環境効果も算定するなどの検討が望まれる。 （第三者の意見）			

- ・計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。
- ・今後は、地域住民等の関わりやその住民活動への支援など地域の施設としての管理方法及びこれを踏まえた事業の推進を図っていくことが望ましい。
- ・事業の目的に応じた効果の発現が認められる。また、今後とも事業の実施に際しては、地域の自然環境や水質の状況に注視し、事業の推進に努められたい。
- ・本事業は、農業用水の水質改善等によって農業生産の向上に寄与しているものと認められる。なお、親水機能を付加した整備を行うなど、農村環境全体からの配慮も必要である。

評価結果

事業名	海岸保全施設整備事業(農地)	対象地区数	5地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・ 本事業の目的である海岸の防護(高潮対策・侵食対策)について、本地区では海水の侵入又は汀線の侵食が見られ、対策工事を行う本事業の必要性が認められた。 (2) 有効性の評価 ・ 本事業実施後の海水の侵入又は汀線の侵食は見られず防護効果が発揮されており、本事業の有効性が認められる。 (3) 効率性の評価 ・ 本事業の実施により海水の侵入による被害は発生しておらず、作物収量の安定化、農業粗生産額の増加が見られることや、汀線が回復し侵食に対する防護効果が発揮され地域の安全性が向上していることから、事業の効率性が認められる。 (4) 事業の在り方 ・ 事業制度の継続は必要であるが、侵食防止効果のモニタリングを実施し、その効果を検証しつつ段階的整備を図るなどして、より一層効果的・効率的な事業実施に努める必要がある。 ・ また、高潮対策については、本事業により整備された海岸保全施設が台風・高潮等による被害から背後地の農用地及び住民の生命・財産を防護するためには、海岸管理者による適切な維持・管理に加えて海岸周辺に地域における避難経路や情報伝達などの危機管理対策の整備も併せて実施することが望まれる。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法(チェックリスト)の改善 ・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・ 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。 (第三者の意見) ・ 事後評価結果は妥当と認められる。 ・ 高潮・津波等対策は、必要かつ有効な農業生産政策と評価できる。 ・ また、堤防の改築により農地が守られており、国土保全の観点からも効果は認められる。 ・ 事業採択に当たっては、経済性に留意して効率的な実施に努められたい。 ・ 事業目的に沿った評価を基本としながら、事業完了後の状況変化を踏まえた効果も適正に評価されており、妥当と認められる。 ・ 本事業の実施により、高潮、越波による後背地の農用地及び家屋等への被害は発生しておらず、本事業の有効性が認められる。			

評価結果

事業名	海岸環境整備事業（農地）	対象地区数	2地区
〔評価結果〕 1．事業の在り方 （1）必要性の評価 ・本事業実施地区においては、堤防の老朽化等により台風時の越波がみられ背後の防護区域に被害が発生しているとともに、海岸の環境が整備されていないことから、当該海岸区域には、海水浴場がなく、レクリエーション機能が発揮できない状況であった。 ・このような状況であることから、国土保全との調和を図りつつ国民の休養の場としてその利用に供することを目的とする本事業の必要性が認められた。 （2）有効性の評価 ・本事業の実施によって、離岸堤や堤防の整備により海岸侵食、越波が抑制されているとともに、養浜や階段式護岸の整備を併せて実施したことにより、海水浴場としての利用に加えて、地域を越えたスポーツイベントが開催されている状況にある。 （3）効率性の評価 ・本事業の実施により、高潮、越波被害は発生しておらず、整備された海水浴場は、地域住民の休養の場はもちろん、域外の住民にも利用されており地区を越えた効果が発現している。 （4）事業の在り方 ・本事業により整備された海岸保全施設が台風・高潮などによる被害から背後地を防護していくためには、海岸管理者による適切な維持・管理に加えて、レクリエーション施設などと海岸の継続的な利用となるように、管理者間の適切な調整などによる管理が望まれる。 2．事業評価手法の改善 （1）事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 （2）経済効果の評価手法の改善 ・計画策定時に見込んだ効果に加え完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。 （第三者の意見） ・事後評価結果は妥当と認められる。 ・当該海岸利用促進のための海岸整備がなされ、周辺施設整備と併せてその利用が促進されていると認められる。 ・本事業の実施により、高潮、越波被害は発生しておらず、整備された海浜は、地域のみならず県内外の住民の休養の場や子供達の学習の場として利用されるなどの効果が認められる。			

評価結果

事業名	公有地造成護岸等整備統合補助事業（農地）	対象地区数	1地区
〔評価結果〕 1．事業の在り方 （1）必要性の評価 ・本事業地区においては、既設の護岸が老朽化しており護岸の整備が必要となっていた。一方、背後には山が迫る立地条件であったが、公園用地の確保が要望されていた。 - このため、本事業により、国土保全と併せた地域生活環境の改善のための公共用地の確保の必要性が認められた。 （2）有効性の評価 ・本事業地区は、老朽化した既設護岸を整備することによって、背後地に公園を整備し地域の活性化を図る計画としていたが、背後には山が迫りまとまった平地はなく公共用地（公園用地）を確保するためには、山を切り開き道路等を整備しなければならない現状であった。 - 本事業の実施により、老朽化した護岸の前面に新たに護岸を整備することによってその背後に公共用地空間を確保し、町において用地の造成及び公園施設の整備が行われ、町民及び島内住民にも利用されている状況にある。 - 町において整備された公園の管理棟に隣接して農産物直売所（H15年度）が新たに設置された状況にある。 - このような状況であることから、国土保全と併せた地域生活環境の改善のための公共用地の確保を目的とする本事業の有効性が認められる。 （3）効率性の評価 ・本事業の実施により、高潮、越波被害は発生しておらず、整備された公園施設は、地域住民の憩いの場として利用されている。 - また、整備された公園は、本地域の住民だけでなく島内の住民にも利用されており、地区を越えた効果が発現している。 - このような状況であることから、国土保全と併せた地域生活環境の改善のための公共用地の確保を目的とする本事業の効率性が認められる。 （4）事業の在り方 ・本事業により整備された海岸保全施設が台風・高潮などによる被害から背後地を防護していくためには、海岸管理者による適切な維持・管理に加えて、公共用地に整備された公園施設が継続的な活用となるように、管理者間の適切な調整等による管理が望まれる。 2．事業評価手法の改善 （1）事前評価手法（チェックリスト）の改善 ・事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 （2）経済効果の評価手法の改善 ・計画策定時に見込んだ効果に加え完了後に新たに発現が認められた効果についても適正に評価することが望ましい。 （第三者の意見） ・本事業の実施により、高潮、越波被害は発生しておらず、整備された公共用地は、			

地域住民及び島内住民の憩いの場として利用されるなどの効果が認められる。

評価結果

事業名	草地畜産基盤整備事業	対象地区数	9地区
〔評価結果〕			
1. 事業の在り方			
(1) 必要性の評価			
・ 自給飼料基盤に立脚した望ましい経営体の育成を通じた、永続性のある畜産主産地の形成を図るため、本事業の必要性が認められた。 ・ 経営規模の拡大が進む中、公共牧場への預託による飼養管理等の労働軽減を図るため、公共牧場の機能強化を推進する必要性が認められた。			
(2) 有効性の評価			
目的に係る有効性の評価 ・ 自給飼料生産基盤の整備により、飼料作付面積が拡大し、自給飼料の増産による家畜飼養頭数の増加が見られ、経営規模の拡大が図られた。 ・ 事業の実施を契機として、将来の地域畜産を支える望ましい経営体（担い手）・後継者が確保された。 ・ 家畜排せつ物処理施設の整備により、良質な家畜たい肥の農地還元が促進された。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 ・ 低・未利用地を有効活用した自給飼料生産基盤の整備により、飼料作付面積の拡大が図られた。 ・ 飼料作付面積の拡大と単収の向上により、自給飼料の増産が図られた。			
(3) 効率性の評価			
・ 自給飼料の増産により、飼料生産コストの低減が図られるとともに、家畜飼養頭数及び畜産物の生産量が増加し、所得向上に寄与している。 ・ 飼料基盤等の整備により、効率的な作業体系が可能となり、畜産経営の合理化が図られた。 ・ 家畜排せつ物の適正処理により、地域有機質資源として家畜たい肥の有効利用が促進された。			
(4) 事業の在り方			
・ 本事業の実施により、自給飼料生産基盤が拡大し、自給飼料の増産が図られるとともに、経営規模が拡大して望ましい経営体が確保されるなど、事業効果が発現しており、事業制度の改善等の必要性は認められない。			
2. 事業評価手法の改善			
(1) 事前評価手法（チェックリスト）の改善			
・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・ 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。			
(2) 経済効果の評価手法の改善			
・ 事後評価における事業効果の発現が適正に評価されていることから、経済効果の評価手法の改善の必要性は見受けられない。			
(第三者の意見)			

- ・ 事後評価結果は妥当である。
- ・ 生乳需給バランスに対応できると考えられる。
- ・ 事業目的に応じた効果が発現し有効性が認められることから、今後とも事業の継続が望まれる。
- ・ 効果の発現状況についてアンケート調査などを反映するなど、評価方法を検討する必要がある。
- ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても評価し、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価内容とすることが望ましい。

評価結果

事業名	畜産環境総合整備事業	対象地区数	6地区
〔評価結果〕 1. 事業の在り方 (1) 必要性の評価 ・ 畜産経営に起因する環境汚染を防止し、継続的に安定した畜産経営を推進するため、本事業の必要性が認められた。 ・ 家畜排せつ物の適正処理と地域有機質資源の循環利用により、地域周辺の自然・生活環境と調和のとれた畜産経営の推進を図ることの必要性が認められた。 (2) 有効性の評価 目的に係る有効性の評価 ・ 家畜排せつ物処理施設の整備により家畜排せつ物の適正処理が行われ、畜産経営に起因する環境汚染の苦情件数が減少するなど、本事業の有効性が認められた。 土地改良長期計画における施策に係る有効性の評価 (循環型社会構築に向けた取組) ・ 家畜排せつ物の適正処理により、地域有機質資源として家畜たい肥の有効利用が促進され、循環型社会の構築が図られた。また、たい肥の農地還元により、農地の生産性の向上が認められた。 (3) 効率性の評価 ・ 家畜排せつ物が適正処理されることにより、畜産経営の存続が可能となり、経営規模の拡大や経営の合理化、生産性の向上が認められた。 (4) 事業の在り方 ・ 本事業の実施により、家畜排せつ物の適正処理と良質たい肥の農地への還元、地域の自然・生活環境と調和のとれた畜産経営が推進されるなど、事業効果が発現しており、事業制度の改善などの必要性は認められない。 2. 事業評価手法の改善 (1) 事前評価手法(チェックリスト)の改善 ・ 事業効果は適正に発現されており、チェックリストの改善の必要性は見受けられない。 ・ 限られた予算を更に有効に活用するため、新たな評価手法を検討する。 (2) 経済効果の評価手法の改善 ・ 事後評価における事業効果の発現が適正に評価されていることから、経済効果の評価手法の改善の必要性は見受けられない。 (第三者の意見) ・ 事業目的に応じた効果が発現していることから評価できる。 ・ 計画策定時に見込んだ効果に加え、事業完了後に新たに発現が認められた効果についても評価し、その後の事業を取り巻く環境の変化も踏まえた評価内容とすることが望ましい。 ・ 今後とも地域の環境保全対策などを推進し、地域全体の農業振興につなげることが重要と考える。 ・ 耕畜連携を更に推進するための検討が望まれる。			

(別紙)

事後評価制度に関する第三者の意見

(第三者の意見)

- ・ 評価の対象となる事業が国営事業の関連事業として位置付けられていれば、それらが相まって、補完効果や相乗効果が発現しているので、そこも一つの評価のポイントとなるのではないだろうか。
- ・ 受益者や地域の人々が事業の実施について、「何を求めていたのか」が重要であると考えている。そのようなことから、現地調査又は、アンケート調査を行い、意見を評価に盛り込むことも必要ではないかと考える。
- ・ 事業の実施により農業生産面における効果以外の生活環境、自然環境に対する波及的效果についても、よりわかりやすい資料の作成に努められたい。
- ・ 補助事業の事後評価については、相当数の地区に及ぶことから事業種を絞り込み、重点的に評価する必要がある。評価地区選定の際には、地域の特性が反映されやすい事業などに重点化したり、整備の態様や発現する効果について評価の蓄積がある事業は対象地区数を減じるなど、事後評価の重点化、効率化を図ることが重要と考える。

農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価 第三者委員会委員名簿

別添 2

局 名	氏 名	専門分野	所 属
農村振興局 生産局	井上 京彦 北倉 公彦 熊谷 尚史 長澤 徹明 中嶋 ひろし 山崎 じゅんきち 山上 重吉	農業土木 農業経済 経 済 農業土木 農 学 環 境	北海道大学大学院農学研究科 助教授 北海学園大学経済学部 教授 北海道経済連合会 事務局次長 北海道大学大学院農学研究科 教授 北海道大学 名誉教授 専修大学北海道短期大学環境システム科 教授
東北農政局	石川 敬義 小沢 互 佐藤 照男 千葉 悦子 藤崎 浩幸	経 済 農業経済 農村環境 農村社会 農業土木	(株)荘銀総合研究所 理事長 山形大学農学部 助教授 秋田県立大学短期大学部 教授 福島大学行政政策学類 教授 弘前大学農学生命科学部 助教授
関東農政局	浅井 喜代治 安藤 光義 斉藤 秀生 藤原 倂子 牧 恒雄 宮内 敦夫	農業土木 農業政策 生態系 水環境 農業土木 地域振興	三重大学 名誉教授 茨城大学農学部 助教授 (財)自然環境研究センター 主席研究員 NPO法人 水のフォーラム 理事長 東京農業大学地域環境科学部 教授 東洋大学国際地域学部 教授
北陸農政局	安藤 スミ子 小川 弘 小林 則幸 小林 雅裕 丸山 としすけ 三沢 利輔 三沢 真一	地域振興 経 済 地方行政 農業経済 農業土木 環 境	元(財)ふくい女性財団 相談役 前富山大学 監事 新潟県出雲崎町長 石川県立大学 教授 石川県立大学 学長 新潟大学農学部 教授
東海農政局	有本 信昭 坂口 千夏 月岡 存 松井 真理子 山本 千夏	農業経済 マスコミ 農業工学 地域振興 環 境	岐阜大学地域科学部 教授 中日新聞社編集局生活部 記者 三重大学生物資源学部 教授 四日市大学総合政策学部 教授 グラウンドワーク東海 理事
近畿農政局	勝本 信一 小林 圭介 高島 進子 三野 徹 宮崎 猛	地域経済 環 境 社 会 学 農業土木 農業経済	和歌山商工会議所 副会頭 滋賀県立短期大学 名誉教授 神戸女学院大学 名誉教授 京都大学大学院農学研究科 教授 京都府立大学農学研究科 教授
中国四国農政局	上原 和孝 宇佐見 晃一 永井 明博 中道 仁美 栢田 勲	地域経済 農業経済 農業土木 農村社会 マスコミ	(社)中国地方総合研究センター 常務理事 山口大学農学部 教授 岡山大学環境理工学部 教授 愛媛大学農学部 助教授 中国新聞社 論説委員
九州農政局	秋吉 康弘 岡田 允 甲斐 諭 西橋 久美子	農業土木 経 済 農業経済 消 費 者	宮崎大学農学部地域農業システム学科 教授 (財)九州経済調査協会 常務理事 九州大学大学院農学研究院 教授 熊本消費者懇話会 会長
沖縄総合事務局	宜保 清一 幸喜 徳子 吉田 茂	農業土木 社 会 学 農業経済	琉球大学農学部 教授 沖縄石油ガス(株) 代表取締役専務 琉球大学 名誉教授

(敬称略 五十音順)

問 い 合 わ せ 先

(農林水産省)

事 業 名	事業主管課	担 当 者 名
(評価担当)		
【農村振興局所管事業】		
かんがい排水事業 畑地帯総合整備事業 農村環境整備事業	水利整備課	渡邊、青木、北川 (内線4882、4884、4885)
ほ場整備事業 土地改良総合整備事業	農地整備課	増尾、松田 (内線4922、4923)
畑地帯開発整備事業	農地整備課	長野、竹迫 (内線4915、4916)
農道整備事業 農林漁業用揮発油税財源身替 農道整備事業	農地整備課	赤倉、親谷 (内線4933、4934)
農業集落排水事業	地域整備課	南、大坪 (内線4958、4962)
農村総合整備事業 農村振興整備事業	地域整備課	山田、廣岡 (内線4952、4954)
中山間総合整備事業	地域整備課	安原、伊藤 (内線4948、4947)
農地防災事業	防 災 課	馬場、山本 (内線4978、4979)
農地保全事業	防 災 課	葭井、竹山 (内線4984、4986)
農村環境保全対策事業	防 災 課	葭井、吉田 (内線4984、4985)
海岸保全施設整備事業(農地) 海岸環境整備事業(農地) 公有地造成護岸等整備統合 補助事業(農地)	防 災 課	馬場、原口 (内線4978、4982)
【生産局所管事業】		
草地畜産基盤整備事業 畜産環境総合整備事業	畜産振興課	浅沼、八木 (内線3931、3932)
(担当窓口) 農村振興局	土地改良企画課	薮内、甲斐 (内線4709、4711)

T E L : 0 3 - 3 5 0 2 - 8 1 1 1 (代 表)

(地方農政局等)

農政局等名	担当窓口
東北農政局	農村計画部 土地改良管理課 022-221-6018 (直通)
関東農政局	農村計画部 土地改良管理課 048-740-0022 (直通)
北陸農政局	農村計画部 土地改良管理課 076-232-4532 (直通)
東海農政局	農村計画部 土地改良管理課 052-223-4621 (直通)
近畿農政局	農村計画部 土地改良管理課 075-414-9019 (直通)
中国四国農政局	農村計画部 土地改良管理課 086-224-9410 (直通)
九州農政局	農村計画部 土地改良管理課 096-353-7438 (直通)
沖縄総合事務局	農林水産部 土地改良課 098-866-0095 (直通)

(参 考) 評価地区一覧表

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
かんがい排水事業	農村振興局	北海道	北海道	みのる 稔
		北海道	北海道	やひろ 弥広
	関東農政局	茨城県	茨城県	こてさし 小手指
		栃木県	栃木県	こばやし 小林
		千葉県	千葉県	ねこながわはいすいにき 根木名川排水 期
		長野県	長野県	うちかわ 内川
		静岡県	静岡県	きくかわうがん 菊川右岸
	北陸農政局	新潟県	新潟県	はしだひがし 橋田東
		富山県	富山県	したえ 下江
		石川県	石川県	あかうらかわ 赤浦川
		福井県	福井県	いわうち 岩内
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	いひがわさがん 揖斐川左岸
		三重県	三重県	くもづい 雲出井
		三重県	三重県	くもづいさんき 雲出井 3 期
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	やすがわかりゅうに 野洲川下流
		京都府	京都府	いのおか 飯岡
		大阪府	大阪府	かしいがわ 榎井川
		兵庫県	兵庫県	しんかわ 新川
	中国四国農政局	島根県	島根県	ひらたふながわ 平田船川
		高知県	高知県	いのくち 井ノ口
	九州農政局	福岡県・佐賀県	福岡県	ちくほう 筑邦
		熊本県	熊本県	むたくち 無田口
		大分県	大分県	あきかしわばら 荻 柏 原
		宮崎県	宮崎県	じんのやま 神之山
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	うざ 宇座

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
ほ場整備事業	農村振興局	北海道	北海道	おさつみなみ 長都南
	東北農政局	山形県	山形県	たかせがわ 高瀬川
	関東農政局	茨城県	茨城県	かしまごがんほくぶ 鹿島湖岸北部
		栃木県	栃木県	なかおかもと 中岡本
		群馬県	群馬県	おおごせいほくふ 大胡西北部
		埼玉県	埼玉県	おおた 大田
		千葉県	千葉県	こうさきとうぶ 神崎東部
		千葉県	千葉県	しんでん 新田
		千葉県	千葉県	いそみがわ 磯見川
		千葉県	千葉県	てんじんやま 天神山
		千葉県	千葉県	さくま 佐久間
		千葉県	千葉県	おひつとうぶ 小櫃東部
		千葉県	千葉県	やなまこうち 柳耕地
		山梨県	山梨県	まるの 円野
		長野県	長野県	かんばやしせいぶ 神林西部
	北陸農政局	新潟県	新潟県	にかいどう 二階堂
		新潟県	新潟県	くびきせいぶ 頸城西部
		石川県	石川県	かけはしがわうがん 梯川 右岸
		福井県	福井県	さかいおおみ 坂井大味
	東海農政局	福井県	福井県	やましみず 山 泉
		岐阜県	岐阜県	しもいけとうぶ 下池東部
		愛知県	愛知県	ひろみ 広美
		三重県	三重県	おおさと 大里
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	た が 多賀
		京都府	京都府	そのべほくぶ 園部北部
		兵庫県	兵庫県	いっさい 揖西
		兵庫県	兵庫県	ふなざか 船坂

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
ほ場整備事業 (続き)	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	天神野
		広島県	広島県	大朝西部
		山口県	山口県	安岡
		山口県	山口県	江崎
		高知県	高知県	三原南部
	九州農政局	福岡県	福岡県	道海島
		佐賀県	佐賀県	久保泉西部
		長崎県	長崎県	佐護
		熊本県	熊本県	下浦
		大分県	大分県	波多方
		宮崎県	宮崎県	亀沢
		鹿児島県	鹿児島県	笠木原
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	下北
土地改良総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	東鳥沼
	東北農政局	山形県	山形県	福沢
	関東農政局	茨城県	茨城県	大和西
		千葉県	千葉県	丸豊田
		静岡県	静岡県	下佐束
	北陸農政局	新潟県	新潟県	下出浦
		富山県	富山県	櫛山
		富山県	富山県	太田西部
		石川県	石川県	二所宮
		福井県	福井県	青ノ木・宮谷
	東海農政局	愛知県	愛知県	福釜西部
		三重県	三重県	嬉野西部
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	大中の湖
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	大国

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
土地改良総合整備事業 (続き)	九州農政局	佐賀県	佐賀県	からみ搦
		長崎県	長崎県	ありま有馬
		熊本県	熊本県	めんだ免田
畑地帯総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	はったり発足
		北海道	北海道	はったり発足2期
	関東農政局	山梨県	山梨県	なかまき中牧
		山梨県	山梨県	ふじがね富士ヶ嶺
		長野県	長野県	かんのんみね観音峰
	東海農政局	愛知県	愛知県	かみのごう神ノ郷
	中国四国農政局	広島県	広島県	ようかたに八日谷
		愛媛県	愛媛県	おきしも沖下
	九州農政局	長崎県	長崎県	きしく岐宿
		熊本県	熊本県	しんふかた新深田
		宮崎県	宮崎県	むつの六野
		鹿児島県	鹿児島県	きかいとうぶ喜界東部
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	しおかわたかあな塩川高穴
畑地帯開発整備事業	農村振興局	北海道	北海道	にっしん日新
	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	なかやま中山
農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	とかちほくせいぶ十勝北西部
		北海道	北海道	おのうえ尾の上
	関東農政局	長野県	長野県	ちくまがわきがん千曲川左岸
		長野県	長野県	なかくら中倉
		静岡県	静岡県	ちゅうえん中遠
	北陸農政局	新潟県	新潟県	ちゅうじょう中条
		石川県	石川県	きばがたとうぶ木場潟東部
	東海農政局	福井県	福井県	おおむし大虫
		三重県	三重県	ながしまなんぶ長島南部

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農道整備事業 (続き)	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	磯尾柑子
		京都府	京都府	島津
		兵庫県	兵庫県	仁井
	中国四国農政局	高知県	高知県	本村
	九州農政局	福岡県	福岡県	富地原
		佐賀県	佐賀県	波戸
		長崎県	長崎県	龍石
		熊本県	熊本県	野中
		大分県	大分県	岩崎
		宮崎県	宮崎県	川床
		鹿児島県	鹿児島県	榎原
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	南風田
農業集落排水事業	農村振興局	北海道	北海道	日出
	東北農政局	山形県	鶴岡市 (旧藤島町)	添川
	関東農政局	栃木県	小山市	武井・高松
	北陸農政局	新潟県	上越市 (旧安塚町)	安塚
		新潟県	南魚沼市 (旧六日町)	大巻
		富山県	氷見市	速川
		石川県	七尾市	崎山
		石川県	かほく市	宇ノ気第2
		福井県	上志比村	上志比東部
		福井県	高浜町	鎌倉
		福井県	若狭町 (旧三方町)	田井
	東海農政局	岐阜県	多治見市	廿原
		愛知県	田原市 (旧田原町)	田原大草
		三重県	鈴鹿市	岸田・花川

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農業集落排水事業 (続き)	近畿農政局	滋賀県	高島市 (旧今津町)	今津北部
		滋賀県	高島市 (旧朽木村)	古川
		京都府	夜久野町	上夜久野
		京都府	亀岡市	犬甘野
		兵庫県	兵庫県	竹野中央
		兵庫県	兵庫県	高橋
		和歌山県	御坊市	富安
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取市	明豊
		島根県	松江市 (旧宍道町)	南城
		岡山県	岡山市	田原
		広島県	三次市	向江田
		山口県	山口市	名田島
		徳島県	那賀町 (旧相生町)	延野
		愛媛県	今治市 (旧大三島町)	野々江
	九州農政局	高知県	南国市	浜改田
		福岡県	直方市	下境
		佐賀県	山内町	立野川内
		長崎県	大村市	鈴田上
		熊本県	熊本県・ 山鹿市	多久
		大分県	宇目町	小野市
		鹿児島県	野田町	餅井
農村総合整備事業	農村振興局	北海道	厚沢部町	厚沢部
	関東農政局	埼玉県	埼玉県	熊蔵
		東京都	八丈町	末吉

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農村総合整備事業 (続き)	北陸農政局	新潟県	田上町	田上
		新潟県	五泉市	五泉中西部
		新潟県	南魚沼市 (旧六日町)	大巻西山
		富山県	婦中町・ 土地改良区	婦中
		石川県	能登町 (旧柳田村)	柳田西部
	東海農政局	岐阜県	郡上市 (旧白鳥町)	六ノ里
		愛知県	稲沢市・ 土地改良区	稲沢
		三重県	志摩市 (旧阿児町)	立神
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	五個荘
		京都府	京都府	三和
		大阪府	大阪府	河南
		兵庫県	兵庫県	加西中東部
		奈良県	奈良県	新 庄
		和歌山県	和歌山県	南部
	中国四国農政局	鳥取県	倉吉市 (旧関金町)	関金
		広島県	庄原市 (旧東城町)	東城南部
		山口県	光市	光
		高知県	津野町 (旧東津野村)	東津野
	九州農政局	福岡県	筑後市	西牟田
		佐賀県	塩田町	塩田
		長崎県	西海市	大瀬戸
		熊本県	あさぎり町	免田
		大分県	大分県	日当
		鹿児島県	山川町	山川

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農村振興整備事業	関東農政局	千葉県	千葉県	にしかやだ 西柏田
		静岡県	静岡県	とよあかちゅうおう 豊岡中央
	北陸農政局	石川県	石川県	ののいち 野々市
		福井県	福井県	みやざきちゅうぶ 宮崎中部
	近畿農政局	兵庫県	兵庫県	かわなべ 川辺
	中国四国農政局	山口県	山口県	とよひがしにし 豊東西
農村環境整備事業	農村振興局	北海道	北海道	しべつ 士別
	東北農政局	秋田県	秋田県	たけしまがた 竹嶋湯
	関東農政局	神奈川県	神奈川県	いそべ 磯部
	北陸農政局	新潟県	新潟県	あおやなぎ 青柳
		富山県	富山県	うなづき 宇奈月
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	みなみかた 南方
		愛知県	愛知県	うねべ 畝部
		三重県	三重県	てんげい 天啓
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	まいばら 米原
		兵庫県	三田市	あわじおおいけ 淡路大池
		奈良県	大和郡山市	かたぎり 片桐
	中国四国農政局	徳島県	徳島県	ししくいがわ 穴喰川
	九州農政局	福岡県	福岡県	えいまんじ 永満寺
		佐賀県	佐賀県	やきこめ 焼米
		大分県	大分県	すきさこ 鋤迫
中山間総合整備事業	農村振興局	北海道	北海道	ようていめいすいのさと 羊蹄名水の里
	東北農政局	山形県	山形県	おくにあらかわ おくに荒川
	関東農政局	群馬県	群馬県	ぶくあか 福岡
		群馬県	群馬県	はば 羽場
		山梨県	山梨県	たまげんりゅう 多摩源流
		長野県	長野県	さかえ 宋
	長野県	長野県	にいの 新野	

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
中山間総合整備事業 (続き)	北陸農政局	新潟県	新潟県	かみまき 上牧
		石川県	石川県	ときくに 時国
		福井県	福井県	さかたに 阪谷
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	みさか 神坂
		三重県	南伊勢町 (旧南勢町)	なんせい 南勢
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	きたあうみやすらぎのさと 北近江やすらぎの里
		京都府	美山町	かやぶきのさと かやぶきの里
		兵庫県	養父市 (旧関宮町)	はちこうげん ハチ高原
		和歌山県	和歌山県	にじやま 西山
	中国四国農政局	広島県	神石高原町 (旧豊松村)	ひかりのさと 陽光の里
		香川県	まんのう町 (旧琴南町)	みあい 美合
	九州農政局	福岡県	福岡県	ふじのさと 藤の里
		佐賀県	佐賀県	こうほく 江北
		大分県	大分県	まえつえ 前津江
		鹿児島県	鹿児島県	にしのおもてちゅうぶ 西之表中部
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業	農村振興局	北海道	北海道	にしあかわちゅうおう 西三川中央
	関東農政局	長野県	長野県	かわかみ 川上
		静岡県	静岡県	おかへみなみわらしな 岡部南羹科
	北陸農政局	新潟県	新潟県	とうぶちゅうおう 東部中央
		富山県	富山県	しもむらちゅうぶ 下村中部
		石川県	石川県	か が とう ぶ 加賀東部
		福井県	福井県	あ あ い 大飯
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	やまおかなんぶ 山岡南部
		愛知県	愛知県・ 土地改良区	み さ き せい ぶ 三崎西部
	近畿農政局	滋賀県	西浅井町	やのくま 岩熊
		兵庫県	兵庫県	きよたに 浄谷

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農林漁業用揮発油税 財源身替農道整備事業 (続き)	近畿農政局	奈良県	奈良県	そ に み つ え 曽爾御杖
	中国四国農政局	高知県	高知県	あ な な い あ か の に き 穴内赤野 2 期
農地防災事業	農村振興局	北海道	北海道	ほろたつがみなみ 幌達布南
	東北農政局	福島県	福島県	かよいどいけ 通戸池
	関東農政局	茨城県	茨城県	おお そ ね 大曽根
		茨城県	茨城県	とよおか 豊岡
		千葉県	千葉県	あしあみ 芦網
		千葉県	千葉県	おおづつみ 大 堤
		東京都	八丈町	ぬくたちがはら 登立ヶ原
		静岡県	静岡県	にらやま 韭山
	北陸農政局	新潟県	新潟県	やすいで 安出
		新潟県	新潟県	かんのうだいに 神納第 2
		新潟県	新潟県	おおかわせき 大川堰
		富山県	富山県	おかた 岡田
		石川県	石川県	おおつ 大津
		石川県	石川県	ふなはし 舟橋
		石川県	石川県	うだに 宇谷
		福井県	福井県	かたかみ 片上
	東海農政局	岐阜県	岐阜県	なかえほびき 中江帆引
		愛知県	愛知県	しらじかまいけ 白地釜池
		三重県	三重県	うまのかしらため 馬の頭溜
	近畿農政局	滋賀県	滋賀県	うすたにかみいけ 臼谷上池
		滋賀県	栗東市 (旧栗東町)	はちおうじいけ 八王子池
		京都府	京丹後市 (旧大宮町)	み さ か 三坂
		京都府	京丹波町 (旧丹波町)	きたにいけ 木谷池
		大阪府	大阪府	ご か す い ろ い つ き 五個水路 期
		大阪府	大阪府	かがみいけ 鏡 池

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農地防災事業(続き)	近畿農政局 (続き)	兵庫県	兵庫県	あくらかみいけ 安倉上池
		兵庫県	兵庫県	ひろたにいけにき 広谷池 2 期
		奈良県	奈良県	くらほし 倉橋
		奈良県	奈良県	しょうのいで 生之井出
		奈良県	奈良県	つりのべいせき 釣野辺井堰
		奈良県	奈良県	にしまいけ 西山池
		奈良県	奈良県	かみのおおいけ 上之大池
		和歌山県	和歌山県	ごじゅういけ 後住池
		和歌山県	和歌山県	しんいけ 新池
	中国四国農政局	鳥取県	鳥取県	あきさと 秋里
		島根県	島根県	いまむら 今村
		島根県	島根県	かんだ 神田
		岡山県	岡山県	じょうねいけ 城根池
		岡山県	岡山県	おくたいけ 奥田池
		広島県	広島県	こうりんじ 光林寺
		広島県	広島県	おうぎたににき 扇谷 2 期
		山口県	山口県	くじゅうの 九十野
		山口県	山口県	うまのせかみ 馬の背上
		山口県	山口県	ごたがせ 五田ヶ瀬
		徳島県	徳島県	さたひろ 貞広
		香川県	香川県	いわさき 岩崎
		香川県	香川県	みょうじんいけ 明神池
		香川県	香川県	かみばいかいけ 上梅花池
		香川県	香川県	なつめいけ 夏目池
		愛媛県	愛媛県	たお 田尾
		高知県	高知県	おだに 小谷
		愛媛県	愛媛県	えびず 蛭子
		岡山県	岡山県	ふくしま 福島

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農地防災事業(続き)	九州農政局	福岡県	福岡県	しんまつばら 新松原
		佐賀県	佐賀県	ひの 日の出
		長崎県	長崎県	ぶつぼう 佛法
		熊本県	熊本県	とよだ 豊田
		大分県	大分県	くもかわ 雲川
		宮崎県	宮崎県	しもつかだ 下塚田
		鹿児島県	鹿児島県	だいきんたけのうち 第 3 竹之内
	沖縄総合事務局	沖縄県	沖縄県	おおらかわ 大浦川
農地保全事業	農村振興局	北海道	北海道	あいぬま 相沼
	関東農政局	長野県	長野県	わくいけ 涌池
	北陸農政局	新潟県	新潟県	かみひりこ 上毘子
		新潟県	新潟県	なかだいら 中平
		新潟県	新潟県	はちおかじょうやま 八岡城山
		富山県	富山県	おくたもみ 奥田耨
		石川県	石川県	にえ 仁江
	東海農政局	三重県	三重県	しほら 志原
	近畿農政局	兵庫県	兵庫県	とのはた 殿畑
		和歌山県	和歌山県	うえの 上野
	中国四国農政局	島根県	島根県	ちこうだいにき 地合第二期
		徳島県	徳島県	ひらじ 平地
		徳島県	徳島県	おりき 折木
		愛媛県	愛媛県	まつき 松木
		高知県	高知県	にしがわだいに 西川第 2
		佐賀県	佐賀県	こたじ 小田志
		長崎県	長崎県	ひがくし 日隠
	九州農政局	熊本県	熊本県	げんやま 実山
		宮崎県	宮崎県	おにつか 鬼塚
		鹿児島県	知名町	すみよし 住吉

事業名	局名	都道府県名	事業主体名	地区名
農村環境保全対策事業	関東農政局	群馬県	群馬県	おおしお 大塩
	東海農政局	愛知県	愛知県	いるかしたようすい 入鹿下用水
	近畿農政局	大阪府	大阪府	いずみさの 泉佐野
海岸保全施設整備事業（農地）	農村振興局	北海道	北海道	ひがしべっかい 東 別 海
	東海農政局	三重県	三重県	おおがた 大潟(2 3 7)
	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	あわいみなみ 粟井南
	九州農政局	長崎県	長崎県	いいのさき 飯ノ崎
		鹿児島県	鹿児島県	ぬくのうら 温之浦
海岸環境整備事業（農地）	中国四国農政局	愛媛県	愛媛県	むなかた 宗方
	九州農政局	熊本県	熊本県	まつばら 松原
公有地造成護岸等整備統合補助事業(農地)	九州農政局	長崎県	長崎県	よしだ 吉田
草地畜産基盤整備事業	生産局	北海道	農業開発公社	たいきほくぶ 大樹北部
		北海道	農業開発公社	べっかいだいいち 別海第一
	東北農政局	山形県	農業公社	おばなざわ 尾花沢
	関東農政局	栃木県	農業振興公社	いまいちだいいち 今市第 1
		東京都	八丈町	はちじょうふじ 八丈富士
	北陸農政局	富山県	農林水産公社	とやまとうぶ 富山東部
	東海農政局	岐阜県	農畜産公社	たかやまおよし 高山大吉
	中国四国農政局	岡山県	農業開発公社	めまさか 美作
		島根県	農業開発公社	しまねせいぶ 島根西部
畜産環境総合整備事業	生産局	北海道	農業開発公社	せつり 雪裡
	関東農政局	神奈川県	二宮町	にのみや 二宮
	東海農政局	岐阜県	農畜産公社	せいのう 西濃
		愛知県	農林公社	とよだかち 豊田加茂
	九州農政局	宮崎県	農業開発公社	こゆ 児湯
		鹿児島県	曾於市 (旧大隅町)	つきの 月野